

北九州市告示第71号

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第786号。以下「基準告示」という。）第2項の規定により、基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものとして、北九州市において別に定める基準を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月24日

北九州市長 武内和久

基準告示第1項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 基準告示第1項第1号に掲げる要件に該当すること。
- 2 次の（1）から（3）までの全てに該当すること。
 - （1） 次のアからウまでの全てに該当すること。
 - ア 建築士の設計に係るものであること。
 - イ 木造の一戸建ての住宅であること。
 - ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること。
 - （ア） （2）アからウまでのいずれかに該当する場合にあっては、延べ面積が300㎡以下であること。
 - （イ） （2）エに該当する場合にあっては、延べ面積が200㎡以下であること。
 - （2） 次のアからエまでのいずれかに該当すること。
 - ア 外壁の過半が貫工法等を用いたものであること。
 - イ 石場建て、足固め等を用いたもので、床下が開放的であること。
 - ウ 墨付け及び手刻みによる伝統的な継手仕口を用いたもので、構造材が現しであること。
 - エ 外壁の3分の1以上に掃き出し窓等の木製建具が設けられていること。
 - （3） 次のアからカまでのいずれか3つ以上に該当すること。
 - ア 屋根の過半が瓦で葺かれていること。
 - イ 外壁の過半に深い軒等（0.9m以上）が設けられていること。
 - ウ 居室と外部の間に縁側が設けられていること。
 - エ 内壁の過半が漆喰等の塗壁であること。
 - オ 畳の間（8畳以上）又は土間（5㎡以上）が設けられていること。
 - カ 構造材、造作材に福岡県内加工材の無垢材が10㎡以上使用されていること。

ること。